

**福岡県福祉サービス第三者評価事業  
平成30年度評価調査者養成研修  
開催要綱**

1 目 的

本研修は、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者が業務を行うために必要な第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などを習得することを目的として開催します。

2 主 催

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「県推進機構」という。）  
（社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

3 期日及びカリキュラム

（1）期日（合計5日間）

ア 講義

平成30年10月5日（金）、10月12日（金）、10月18日（木）、  
11月16日（金）

イ 実習

平成30年10月23日（火）

（2）カリキュラム

別紙「福岡県福祉サービス第三者評価事業 平成30年度評価調査者養成研修カリキュラム」のとおり。

※施設実習は、受講者決定後に日程調整します。

4 会 場

クローバープラザ（春日市原町3-1-7）ほか

※別紙「福岡県福祉サービス第三者評価事業 平成30年度評価調査者養成研修カリキュラム」参照

5 受講対象者

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）及び福岡県福祉サービス第三者認証実施要領に規定する評価調査者としての要件を満たしている以下の者。

- (1) 県推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に所属し推薦を受けた者
- (2) 福岡県の評価機関として認証を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）が県推進機構に提出した第三者評価機関認証申請書（以下、「申請書」という。）に添付された「評価調査者（予定者）名簿」に記載されている者

## 6 受講定員

10名

## 7 申込方法

- (1) 各評価機関及び申請法人で取りまとめの上、「受講申込書」に証明書類等の必要書類を添付し、9月14日（金）必着で下記事務局あてお申込みください。

**※申請法人は、本研修受講申込みより前または同時に評価機関の認証に係る申請書を提出してください。**

- (2) 認証要綱別表1により当該要件を確認のうえ、「a 組織運営系受講者用」または、「b 福祉系受講者用」受講申込書を提出してください。

なお、a 組織運営系及びb 福祉系の両方に該当する場合は、それぞれに記載してください。

おって、必要書類はそれぞれ当該分の添付が必要です。

## 8 受講者の決定

- (1) 調査者資格要件については、受講申込書に添付された証明書等で確認します。
- (2) 定員を超える申込みがあった場合は、受講申込書に記載の推薦順位等により調整し、受講をお断りすることもありますので予めご了承ください。
- (3) 受講の可否については事務局から各評価調査機関・申請法人あて通知します。

## 9 受講料

無料

## 10 修了者について

- (1) 本研修全課程修了者にのみ、県推進機構事務局である福岡県社会福祉協議会長名で修了証書を交付します。
- (2) 研修修了者名は、研修修了者名簿で県推進機構が管理します。
- (3) 研修修了者は、評価調査者登録申請書を提出することにより評価調査者登録名簿に登録されます。

## 11 評価調査者としての資格

- (1) 評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者を、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者とし、県推進機構が管理します。
- (2) 登録名簿の登録者には「評価調査者登録証明書」（携帯用）を交付します。

## 12 受講にあたっての留意事項

- (1) 欠席があった場合は、理由を問わず修了証書の交付はできません。
- (2) 遅刻・早退は原則として認めません。ただし、事故・災害等やむを得ない事由の場合は状況を踏まえた上で県推進機構が判断します。

## 13 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報は、本研修事業及び福岡県福祉サービス第三者評価事業運営管理の目的のみに利用します。

## 14 その他

- (1) 昼食は各自で準備してください。  
なお、施設実習日は施設での給食とし、係る費用は自己負担とします。
- (2) 交通費等研修にかかる費用は自己負担とします。

## 15 受講申込み・問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構

【事務局】社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

施設福祉部 評価推進課 担当 糸山

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL：092-584-3610 / FAX：092-584-3790

Email：soudan@fuku-shakyo.jp